

ひたちなか市での

結婚生活を応援します！

新婚世帯に**最大30万円**補助

～ひたちなか市結婚新生活支援事業のご案内～



申請期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※申請期限を過ぎると受付できませんので、お早めにご検討ください。



対象者

◎初めて申請される方 次のすべての要件にあてはまる方

- 令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出している
- 婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下である
- 申請時に夫婦双方の住民票の住所が、対象となる市内住宅の住所にある
- 夫婦の過去1年間の所得の合計額が500万円未満である
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得額から前年（1月～12月）の返済額を控除して算出

◎令和5年度に申請された方（継続申請）

令和5年度にひたちなか市結婚新生活支援補助金の交付決定を受けた方のうち、補助上限額（30万円）に達しておらず、要件を満たしている場合、上限額まで継続して補助申請を行うことができます。（※継続申請は1回限り）

※補助金額：30万円から令和5年度に交付した額を差し引いた額を上限



対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日に支払った次の費用

- ①住宅購入費用：建物の購入費用，工事費用等
- ②住宅のリフォーム費用：住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕，増築，改築，設備更新等に係る工事費用
※倉庫や車庫，門・フェンス等の外構，家電の購入・設置に係る工事費は対象外
- ③住宅の賃借費用：賃料1月分，敷金，礼金，仲介手数料，共益費
- ④引っ越し費用：引っ越し業者又は運送業者への支払に係る費用
※③および④は，勤務先から賃料等の手当を受けている場合，その分を控除

【お問い合わせ・申請先】

ひたちなか市企画部企画調整課 ひたちなか市役所3階
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
電話：029-273-0111（内線1314）

申請書類は
こちらから！





申請から交付までの流れ

※申請後に書類審査を行うため、書類提出時点で補助が決定するわけではありません。

①申請

下記の必要書類を申請期間内に提出。

※申請期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで※

◎初めて申請される方

【共通書類】

ひたちなか市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）

婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

※婚姻届受理証明書は婚姻届を提出した市町村で取得できます

夫婦双方の所得証明書（直近の記載があるもの）

※4月～5月に申請

令和5年度所得証明書（令和4年分所得）
を令和5年1月1日時点の住所地で取得

※6月～翌3月に申請

令和6年度所得証明書（令和5年分所得）
を令和6年1月1日時点の住所地で取得

夫婦の住民票の写し 夫婦双方の市税の納税証明書（未納がないことの証明）

貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済をしている場合のみ）

アンケート

【申請内容によって必要な書類】

◆住宅取得費用

- 住宅の売買契約書または工事請負契約書
- 領収書の写しなど支払額が確認できる書類

◆賃貸費用

- 物件の賃貸借契約書
- 領収書の写しなど支払額が確認できる書類
- （勤務されている方）手当支給証明書（様式第2号）

◆リフォーム費用

- 工事請負契約書、請書等
- 領収書の写しなど支払額が確認できる書類
- 施工前と施工後の状態を確認できる書類

◆引っ越しの費用

- 引っ越し業者又は運送業者への支払いに係る領収書の写しなど支払額が確認できる書類
- （勤務されている方）手当支給証明書（様式第2号）

◎継続申請の方

ひたちなか市結婚新生活支援補助金追加交付申請書（様式第3号）

ひたちなか市結婚新生活支援補助金交付決定通知書の写し（令和5年度分）

住宅取得・リフォーム・賃貸・引っ越しに係る書類（初めて申請される方と同じ）

②審査

提出された書類を審査し、補助金の交付について決定

③交付決定

申請者へ交付決定通知書と請求書を郵送（不交付の場合は、不交付決定通知書を送付）

④請求

交付請求書及び下記の必要書類を提出

ひたちなか市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第5号）

ひたちなか市結婚新生活支援補助金交付（不交付）決定通知書の写し（様式第4号）

通帳その他の振込先口座を確認することができる書類の写し

⑤振込

指定された口座へ振込（請求から30日以内にお振込となります）